

年末年始の業務カレンダー

	業 務 (施 設)	電 話	担 当	12/26 (金)	12/27 (土)	12/28 (日)	12/29 (月)	12/30 (火)	12/31 (水)	1/1 (木)	1/2 (金)	1/3 (土)	1/4 (日)	1/5 (月)
市役所窓口	印鑑登録証明書の交付 (市内全域分を本庁で交付)	24-2111	市役所市民課		休	休	8:30 17:30	8:30 17:30	休	休	休	休	休	
	住民票・戸籍等の交付	24-1710	市役所市民課 (直通)		休	休	休	休	休	休	休	休	休	
	転出・転入届	34-2311	肱川支所市民福祉課		休	休	休	休	休	休	休	休	休	
	戸籍届出 (出生・死亡など)	39-2111	河辺支所市民福祉課		受付のみ	受付のみ	受付のみ	受付のみ	受付のみ	受付のみ	受付のみ	受付のみ	受付のみ	
	会計事務 (支払い・収納)	24-1712 (直通)	市役所会計課		休	休	休	休	休	休	休	休	休	
文化・観光	大洲市立図書館	24-4419	大洲市立図書館	新図書館準備のため休館中										
	大洲市立図書館長浜分館	52-1111	長浜分館			休	休	休	休	休	休	休	休	休
	大洲市立図書館肱川分館	34-2319	肱川分館			休	休	休	休	休	休	休	休	休
	大洲市立図書館河辺分館	39-2111	河辺分館			休	休	休	休	休	休	休	休	休
	市立博物館	24-4107	市立博物館				休	休	休	休	休	休	休	休
	肱川風の博物館・歌麿館	34-2181	肱川風の博物館・歌麿館		休	休	休	休	休	休	休	休	休	
	大洲城	24-1146	大洲城				休	休	休					
	おおず赤煉瓦館	24-1281	おおず赤煉瓦館				休	休	休					
	思ひ出倉庫	24-7011	大洲まちの駅あさもや				休	休	休					
	臥龍山荘	24-3759	臥龍山荘				休	休	休					
オートキャンプ場	23-2384	大洲家族旅行村オートキャンプ場												
体育施設	大洲市総合体育館	24-6255	大洲市総合体育館			9:00 ~ 12:00	休	休	休	休	休	休	9:00 ~ 17:00	
	八幡浜・大洲地区運動公園	23-5524	八幡浜・大洲地区運動公園				休	休	休	休	休	休		
	その他体育施設	24-1734	教育委員会市民体育課				休	休	休	休	休	休		
	学校体育施設 (屋内運動場)	52-1111	長浜支所教育課				休	休	休	休	休	休		
	学校体育施設 (屋外運動場)	34-2311	肱川支所教育課				休	休	休	休	休	休		
		39-2111	河辺支所教育課				休	休	休	休	休	休		
※大洲北中学校・喜多小学校屋外運動場は、12月1日から2月28日まで利用休止														
環境・衛生	ごみの収集	大洲地区	24-2111	市役所保険環境課			休			休	休	休	休	
		長浜地区	52-1111	長浜支所市民福祉課		休	休			休	休	休	休	
		肱川地区	34-2311	肱川支所市民福祉課		休	休			休	休	休	休	
		河辺地区	39-2111	河辺支所市民福祉課		休	休			休	休	休	休	
	燃やすごみの持込み (大洲・長浜地区) ※通常業務時間 8:30~16:00	26-1615	環境センター		休	休			8:30 ~ 正午	休	休	休	休	
燃やすごみの持込み (肱川・河辺地区) ※通常業務時間 8:30~16:30	44-4574	内山衛生事務組合			休			8:30 ~ 正午	休	休	休	休		
燃やさないごみの持込み (大洲全域) ※通常業務時間 8:30~16:30	24-7053	不燃物埋立地 (大洲市長谷)								休	休	休		
病院	市立大洲病院	24-2151	市立大洲病院		休	休	救急 当番	救急 当番	休	休	休	休	休	

…通常業務
 …休み
 …業務内容に制限あり
 …時間制限あり

し尿のくみ取りの申し込みは、地区の担当業者に直接連絡してください。
 12月10日(水)までに申し込みがあれば、年内に収集可能です。できるだけ早めに申し込みをお願いします。

※12月28日(日)から1月4日(日)まで休み

担当地区	業者名	電話番号
肱南・久米・平野・南久米	上石衛生社	24-2655
徳森 (城・野久保・野田・土肥)・菅田・大川・柳沢・肱川・河辺	㈱大洲喜多衛生業共同企業体	26-0333
肱北・喜多 (五郎5区・慶雲寺を除く)	㈱中村衛生社	25-6150
新谷・三善・五郎5区・慶雲寺・八多喜の一部・徳森 (中山東・中山西・小鳥越・西松ケ花)	㈱脇坂衛生	43-1861
上須戒・八多喜 (表米津、湯の子の一部)・長浜	㈱青松興業	52-0472

年末年始の火災予防・消費生活に関するお知らせ

年末年始の火災予防

気をつけて！

これからの季節は、空気が乾燥し、火災の起こりやすい時期となります。火災は、ちよつとした不注意から起こっています。一人ひとりが、火の取扱いや、後始末には十分注意し、次の3つの習慣と4つの対策に取り組みましょう。

3つの習慣

- (1) 寝たばこはしない。
- (2) ストープは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- (3) ガスコンロなどのそばを離れるときは、火を消す。

4つの対策

- (1) 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- (2) 寝具・衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- (3) 火災を小さいうちに消

- (4) するために、消火器を設置する。
お年寄りや身体の不自由な人を守るために、近所の協力体制をつくる。



だまされないで！

ガス点検を装った詐欺に御注意!!

「ガスの点検に来ました」と、ガス事業者を装って訪問し、点検のまねをして不当な代金を徴収するという被害や、部品代金が必要とってお金を要求し、そのまま逃亡されるという被害が県内でも多発しております。



●予防と対策

いつも来ているガス事業者でないと不審に思った時は、必ず取り扱いのガス事業所へ確認してください。

『振り込め詐欺』が多発!!

高齢者を言葉巧みにATMに誘導して、現金を振り込ませる手口が全国的に多く発生しています。



『振り込め詐欺』にあわないための注意点

- ・すぐに現金の振り込みを要求するものは要注意！
- ・電話を切った後、事実確認をすること。(冷静になって考える)
- ・すぐに振り込まない、一人で振り込まない。
- ・ほかの家族に相談する。(普段から家族との連絡を密にする)
- ・万一お金を振り込んだ後に騙されたと気がついたら、すぐに振り込んだ金融機関に連絡し口座の凍結を依頼し、警察にも被害届を出す。

【消費生活に関する相談窓口】

大洲市商工観光課 ☎24-2111 (内線535)
または各支所総務商工課
愛媛県消費生活センター ☎089-925-3700

海・山・里の雇用創造！

地域の雇用開発を図るため、県と八幡浜市・大洲市・内子町・伊方町、ならびに地域内の商工・観光・農林水産等の関係団体は、「八西・大洲・喜多地域雇用創造促進協議会」を設立しました。

当議会では、国の選択を受けた事業構想に基づき、「海・山・里の雇用創造！」をテーマとして、当地域の基幹産業である農林水産業の高付加価値化や、地域の観光資源を活用した活性化に取り組む人材を育成し、地域の雇用の確保を図ることとしており、雇用拡大・人材育成・就職促進に関する各種講座やセミナーなどの開催に向けて準備を進めているところです。

なお、個々の講座やセミナーの開催要領等については、当協議会のホームページ(アドレス <http://8kokyo.jp>) などを通じて随時お知らせします。

皆様のご参加をお待ちしています。

【問い合わせ先】

愛媛県南予地方局八幡浜支局商工観光室内
八西・大洲・喜多地域雇用創造促進協議会事務局 (☎0894-24-2531)

平成21年度河川愛護モニター募集のお知らせ

地域の皆さんと行政が一体となって、 みんなの川を守りましょう

地域の皆さんと河川管理者である国などが連携をより深めるため、河川愛護モニターを募集します。

国土交通省では、河川整備・利用、河川環境に関する地域の要望を十分に把握し、河川愛護思想の普及啓発や河川の適正な維持管理を図るため、河川愛護モニター制度を実施しています。モニターの主な仕事は、河川管理者（国土交通省大洲河川国道事務所）へ情報を伝えることなどです。ゴミ投棄などの不法行為者に対し直接注意・指示して是正を求めるなどの特別な責務や権限はありません。皆さんのご応募をお待ちしています。

活動内容

- ◆日常生活の中で知り得た情報ア〜エを定期（月1回）または随時に連絡
- ア 河川利用や河川の状況に關し、特段の要望があるとき
- イ 河川環境が損なわれたり河川利用上の障害となったりするような事象
- ウ ゴミなどの投棄、河川の流水や施設などの異状
- エ 特に連絡する必要があること
- ◆モニター会議（年1回程度の意見交換会）への参加

活動範囲

- ① 肱川左岸・新長浜大橋〜祇園大橋
- ② 肱川右岸・新長浜大橋〜祇園大橋
- ③ 肱川左岸・祇園大橋〜畑の前橋
- ③ 肱川右岸・祇園大橋〜生々橋
- ④ 肱川左岸・畑の前橋〜富士橋
- ⑤ 肱川右岸・生々橋〜富士橋
- ⑥ 矢落川左岸・生々橋〜金比羅橋

⑦ 矢落川右岸・生々橋〜金比羅橋

応募資格

河川愛護に関心があり、活動範囲のおおむね5km以内に住んでいる20歳以上の人

委嘱

任期は平成21年4月1日から1年間で、国土交通省大洲河川国道事務所長が委嘱します。

募集人員

活動範囲ごとに1人

手当

月額4580円

選考方法

応募多数の場合は、地域活動経験をもとに、年齢・地域構成などを考慮して選考します。選考結果は応募者に通知（郵送）します。

応募期日

平成21年2月20日（金）まで

応募方法

次の事項を記入して直接持参するか官製はがきかファックスで応募してください。

記入事項：氏名／年齢・性別／住所・電話番号／職業／所属団体（〇〇町内会役員、市民グループ、〇〇川をきれいにする会）幹事など）／これまで自治会などの地域に密着した活動への参加経験／希望する活動範囲（第1希望、第2希望）／応募理由、肱川への要望／河川モニター経験の有無

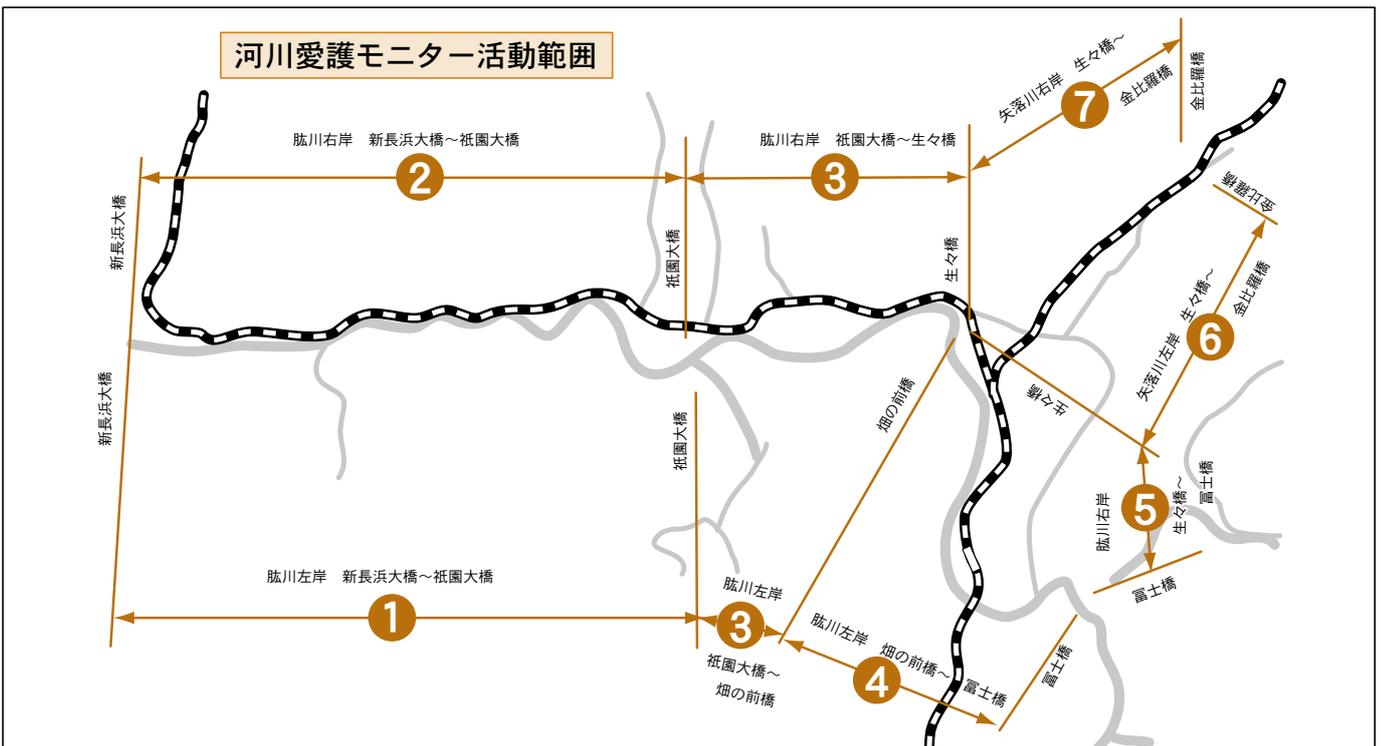
応募・問い合わせ先

〒795-8512
大洲市中村210
国土交通省大洲河川国道事務所
河川管理課

TEL 5185・FAX 5331

24 5185・FAX 5331

河川愛護モニター活動範囲



防災に関するお知らせ

高齢者などの避難対策を考える

大洲市の自主防災組織もセミナーに参加

災害時要援護者の支援を考えるセミナー（県主催）が11月2日、南予地方局で開かれ、住民など約150人（大洲市からは新谷、長浜自治区、出海の各地区自主防災組織など計8人）が出席し、要援護者支援への理解を深めました。

セミナーでは、防災ボランティアに携わる団体「JPCOm」代表の桑原英文さん（大阪市）が災害時要援護者の避難対策などについて講演しました。

講演内容をもとに、上手な支援者選びの一例を紹介いたします。

名前を書き入れるだけに なっていないませんか？

災害発生時にまず頼れるのは家族や近所の身近な人々だといわれています。このため、日頃から地域の要援護者を把握し、支援者を事前に決めておく登録活動が全国で始まっています。ところが、要援護者に対し、「支援者はだれがよいか、名前を書いてください」と



▲災害にも強い地域づくりを呼びかけた桑原さん

ただけ問いかけたため、「適当な人が思い浮かばない」などと返答されたり、その

ため当事者の知らないところで支援者が決められたりすることがあるようです。この問題を解決するため、要援護者に対し、次のような質問の仕方をしてはどうでしょうか。

《支援者選びの質問の流れ》

①近所やお茶のみ友だちなど身近だと思える人（同居の家族以外）を「私のなかよしさんシート」（左枠内参照）の名前欄に10人書いてください。

②10人のうち、質問項目①⑩に当てはまる人がいたら、シートの番号欄に○印を付けてください。

私のなかよしさんシート

私のなかよしさんシート											
No.	名前	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

～ 要援護者への質問項目 ～

- ① 毎日のように顔を合わせる人、あいさつを交わす人
- ② 耳寄り情報を教えてくれる人
- ③ あなたや家族のことをよく知ってくれている人
- ④ 旅行などで寝食を共にしたことがある人、協力して何かをしたことがある人
- ⑤ あなたの家から歩いて2～3分のところに住んでいる人
- ⑥ あなたに何かあれば、すぐに駆けつけてくれそうな人
- ⑦ あなたの不安や悩みの相談にのってくれる人
- ⑧ 夜、自分の寝ている場所やよく行く場所を知っている人
- ⑨ 災害時に周りの協力を得てあなたを助け、安全な場所へ連れて行ってくれそうな人
- ⑩ 10人の中で、あなたが心を許せる人、信頼している人は？



▲民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織関係者などがセミナーに参加

シリーズ防災 No.9

一般廃棄物収集

運搬業などの許可申請に係る受け付けのお知らせ

市町村合併時に「当分の間、一般廃棄物収集運搬業の許可は行わない」とし、区域指定による更新許可を行っておりましたが、情勢変動により区域指定を廃止（肱川・河辺地域の可燃ごみ以外）するとともに一般廃棄物収集運搬業および処分業の新規参入業者の受け付けを行うことといたしました。

○申請手続きは、随時受付を行います。

○主な許可基準

- ①個人の場合は本市内に住所を有する者、法人の場合は本市内に本店または営業所を有する者であること。
- ②肱川・河辺地域の可燃ごみ以外の収集運搬・処分業の許可とする。
- ③業種などによっては、廃棄物の種類での許可とする。

○適用条例

【大洲市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第19条の第1項】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第6項の規定による一般廃棄物の収集、運搬及び処分を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

【問い合わせ先】

市役所保険環境課生活衛生係
☎2111

（内線158）